

# 令和6年度 高梁市こども誰でも通園制度試行的事業 利用申込案内



受付期間：令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月15日（水）

【提出先】…こども教育課または利用を希望する園

----- 【受付時間】 -----

こども教育課



平日8：30～17：15

希望する園



各園の開園時間

高梁市教育委員会事務局 こども教育課（市役所4階）  
TEL：0866-21-0264

### ✿事業の内容✿

未就園児を定期的に預かることで、家族以外の人との関わりの機会を通じ、こどもたちの成長を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援を行うもので、国の事業の本格実施を見据え試行的に行います。

### ✿申込方法✿

こども教育課、または利用を希望する園へ「利用申込書」を提出してください。

### ✿対象となるお子さん✿

以下に該当するお子さんが利用の対象となります。

- ・保護者と児童が市内に在住していること。
- ・令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの未就園児であること。
- ・保育園での集団生活に支障のない乳幼児であること。

※該当しない場合は申し込みができませんのでご注意ください。

### ✿月の利用限度時間✿

1人当たり月10時間を上限とする

### ✿利用期間✿

令和6年7月1日から令和7年3月21日まで



### ✿利用負担金等✿

世帯区分	利用負担金	給食費等	
		おやつ代	給食費
生活保護世帯	1時間 0円	1食20円	1食253円
住民税非課税世帯	1時間 60円		
市町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯	1時間 90円		
その他要支援児童のいる世帯	1時間150円		
その他の世帯	1時間300円		

(利用負担金について)

・世帯区分に応じて負担していただきます。申込時に利用承認の確認のため、市が必要な税情報及び世帯情報を閲覧することに同意いただく必要があります。

(給食費について)

・利用時におやつや給食の提供を受けた場合は、おやつ代、給食費を負担していただきます。  
・あらかじめ提供を受けない旨の申込があった場合以外で、実施日の子どもの状況等により急きょ給食を食べなかった場合についても給食費は負担していただきます。

✿実施施設✿

施設名	所在地	電話番号	定員	受入れ時間	給食提供	月利用回数
高梁保育園	向町 21-2	22-2423	4	9:00~11:00	なし	4~5回
有漢こども園	有漢町有漢 3328-3	57-3020	3	9:00~12:00	あり	3回
成羽こども園	成羽町成羽 2251-1	42-2011	4	9:00~12:00	あり	3回
川上こども園	川上町地頭 1365-1	48-3133	3	9:00~11:00	なし	4~5回
備中保育園	備中町布瀬 182-1	45-3142	1	9:00~11:00	なし	4~5回

※原則、通常の保育利用児童と一緒に保育を行います。

※概ね1週間に1回の利用となります。実施施設が予約可能日を指定します。

※原則、1回の利用は2時間または3時間単位となります。

※やむを得ず利用できない場合の振替利用は行いません。

※最初の1箇月程度は親子登園をしていただく場合があります。

✿1日の過ごし方✿

パターン① 9:00~11:00	時刻	パターン② 9:00~12:00
登園	9:00	登園
好きな遊びをする		好きな遊びをする
		
おやつ	9:30	おやつ
排泄・手洗い・消毒をする		排泄・手洗い・消毒をする
遊び	9:50	遊び
保育士や友だちと遊ぶ		保育士や友だちと遊ぶ
		排泄・手洗い・消毒をする
降園	11:00	食事の準備
	11:15	食事
		
	11:40	好きな遊びをする
	12:00	降園

### \*利用にあたっての注意事項

- 複数の実施施設を利用することはできません。
- 利用料は後日送付する納入通知書にてお支払いください。
- 利用にあたっての詳細は、実施施設と直接ご相談いただきます。
- 受け入れ人数を超える利用申込があった場合、利用ができない場合があります。
- 連絡なく利用されなくなった場合や利用料の未納が続く場合などは、利用停止となる場合があります。
- 事業の効果を検証するため面談内容の共有や、アンケートのご協力をお願いいたします。



### ✿利用開始までの流れ✿

5月1日～5月15日	利用申込書を提出
5月下旬	受け入れ人数の確認、利用者の決定
6月上旬	承認（不承認）の通知
6月中旬	実施施設と面接
7月～	利用開始

